Education Workers and Amalgamated Union Osaka

Vol.9　2007・10

NATURALVOICE

エール学園支部

交渉、続けます。

いま、日本語教師の労働条件と将来について真剣に考えているのはあなただけ

ではありません。あなたといっしょに働くひとも・・・そして労働組合も考えています。

あなたのそばにいる人は、いつも優しく励ましてくれるかもしれません。

でも、労働組合はあなたの声を聞き、ともに動くことができます。

小さなことでも動いてみれば、新しい視点が生まれます。

変わらないとあきらめたことでも、変わるのです。

みんなの声を力にしたい。ここでみんなが

あなたの声を待っています。

いつも　いつでも　組合員を募集中です。

EWA 大阪教育合同労組　　本部 06・4793・0633　FAX 0644

大阪市中央区北浜東 1－17 日本ワードデータビル8F

http://www.ewaosaka.org　　E-mail: info@ewaosaka.org

■ 団体交渉報告　9月28日(火)　午後5時ー6時　4号館　2F会議室

● 出席:　学園側　3名　崎村本部長　橋本さん(総務)　大谷さん(社会保険)
組合側　10名　本部2名　山下執行委員長他1名　エール支部8名

★ 今回の団体交渉の内容はこれまでの組合との交渉への学園側回答のまとめとして
おこなわれました。以下が主なポイントです。

	● 学園側　回答・説明・意見	● 組合側　意見・質問
非常勤の有給休暇	【前回要求への回答】 ①法律どおり一般非常勤全員対象に支給。 ②有給休暇取得日の支給額の計算方法は有給取得日までの3ヵ月間の総労働日数で給与を割った1日あたりの平均給与を支給。 ③計算方法はとても煩雑のため、講師の条件に応じて個別の計算が必要。1 日あたりの支給額がいくらになるか講師別に示す。 ④後期講師全体会で「有給休暇」を説明。	【回答への返答】 ①②③について 労基法にそって検討した上で、学園側の提示内容について回答したい。
組合掲示板設置	【質問への返答】 前回に引き続き、NO。	【質問】 掲示板についてやはり設置はだめか。
降格された元専任復帰および専任の増員	①前回同様、今年度後期の専任増は考えていない。 ②教育の質の向上は考慮したいが、学生数の推移と経営体制全体の兼ね合いで判断する。 ③(専任不在は)職員によるカバーと特別の措置で対処したい。	【再要求】 ①組合は組合員Kの専任復帰を継続要求。今後期は専任のいないレベルが発生。新レベルクラスは5組。復帰条件があるのでは。 ②学年担当は配置されているが、他レベルと合わせ、2レベル兼任しており、授業担当はしない。円滑な運営ができるのか。 ③メンターが専任なみの負担を負うことになるのでは。役割表は＜学年主任―専任―メンター＞の3者の役割構成でできている。
業務軽減	①　業務軽減の一環として専任・非常勤メンターの役割表の検討を専任職員会議で1回、支部で2回検討し、変更してきた。 ②講師全体会でこの変更部分を報告する。	【補:支部交渉での意見】 労働時間を規定する業務の細部項目明示されていない。具体的な項目記載も必要。 【補:専任職員会議での意見】 業務担当の「○」では軽重が不明瞭。 「◎」と「○」によって表現してほしい。
コマ数増加	後期新講師配置に伴い、コマ数増を実現。	了解。
非常勤のランク付け(給与表)見直し	【前回回答】見直し案を秋に提案する。 【今回回答】間に合わなかった。年内予定。	了解。なるべく早急に。
その他	支部対応で約束した「諸手当」一覧表の作成遅れている。早急に支部に提示する。	了解。

エール学園　講師のみなさんへ

★　これまでエール学園は専任、非常勤講師の有給休暇の請求権について契約時に明示してきませんでした。また講師たちも、『非常勤だから、授業を休んだら無給は仕方がない』との認識が一般的だったのではないでしょうか。専任については、ここ数年の講師制度改革と組合との交渉の中で契約書に記載されました。

★　今回、支部で学園側にこの「年次有給休暇の請求権」について検討を求めたところ、上記の回答を得ました。請求の申し出の方法や有給日数、１日当たりの支給賃金については、組合からも提案し、今後の交渉の中で、相互の運用ルールとして定着させることになります。

★　組合では、クラス、レベルの授業運営を支障なく、円滑に行うことに配慮しながら、講師の生活上の都合も保護されるよう、労働基準法にそった適正な運用を学園に求めていきたいと思っています。なお、今回学校が提示した有給休暇への支給賃金の計算法「平均賃金」について異論があり、組合側は「通常の賃金の支給」の採用が妥当だと考えています。

★　それぞれの契約日数にそって、何日請求できるか、ご自身で試算してみてください。
また今週**10月25日（木）の支部会、今後の学習会**などで、一緒に検討しましょう。

●　年次有給休暇　第３９条

年次有給休暇は雇入れの日から、起算して 6 カ月間継続勤務し、全所定労働日の 8 割以上出勤した労働者に対して最低 10 日を与えなければなりません。 パートタイム労働者ついても、原則として同様に扱うことが必要です。

1. 年次有給休暇の付与日数

年次有給休暇の付与日数は、一般労働者の場合、5.（1）のとおりとなります。 ただし、総日数が 20 日を超える場合には、20 日を限度として差し支えありません。なお、週所定労働時間が 30 時間未満のパートタイム労働者の場合は、その勤務日数に応じて比例付与されます（5.（3）参照）。

2. 年次有給休暇の取得時季

年次有給休暇の取得時季については、労働者に時季指定権があります。 なお、指定時季が事業の正常な運営の妨げになるような場合には、会社に休暇時季の変更権が認められています（会社の時季変更権が認められるのは、年度末の業務繁忙期に請求が集中したような場合などに限られます）

3. 年次有給休暇の計画的付与

年次有給休暇の計画的付与は、労使協定で年次有給休暇を与える時季に関する定めをした場合で、年次有給休暇のうち、5 日を超える部分（繰越し分を含みます）に限ります。 付与の方法としては、例えば事業場全体の休業による一斉付与、班別の交替制付与、年休計画表による個人別付与等が考えられます。

4. 年次有給休暇の権利

年次有給休暇の請求権は、労働基準法第 115 条の規定により、2 年間で時効によって消滅します。
年次有給休暇の請求権は、基準日に発生するものであるので、基準日から起算して 2 年間、すなわち、当年度の初日に発生した休暇については、翌年度末で時効により消滅することになります。

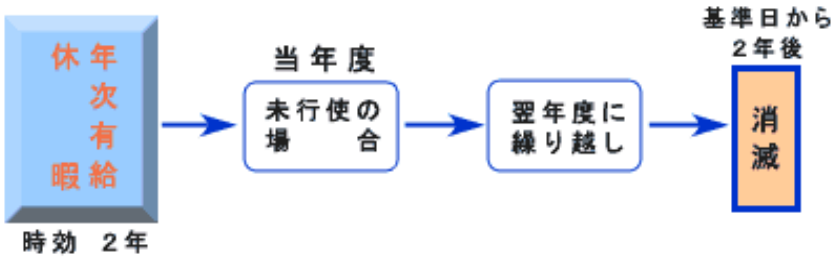

5　年次有給休暇の付与日数

● 勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5 以上	年
(1)　一般の労働者 【 専任講師 】	10 日	11日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日	日
(2)　該当なしのため 省略								
1 年の所定労働日	＊　週所定労働時間が 30 時間未満の場合、1 週間の所定労働日数、または 1 年の所定労働日に基づいて決める。							
(3)　4 日または 169～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日	
(4)　3 日または 121～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日	
(5)　2 日または 73～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日	
(6)　1 日または 48～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日	

エール学園支部会

10 月 25 日 (木) 5 時より

エール2号館　教室　未定

有給休暇・講師給など
いっしょに話し合って
いきたいと思います。

お気軽に　ご参加ください　♪

● イベントお知らせ ●

■ 10 月 28 日 (日) 11AM～5PM　第23回ワンコリアフェスティバル 2007

大阪城公園　太陽の広場　韓国俳優トークショー・韓国名産物産展・ＮＧＯ活動展示など

共同開催　マイグラント･マイノリティ･フェスティバル　差別なくともに生きる異文化交流

国境を越えた多文化空間で、世界各国の飲食･物販を楽しめます。

■ 11月3日 (土) おおさか憲法のつどい　1:30PM開会　中ノ島中央公会堂

憲法公布61周年記念　**ピアノ演奏**　池邊幸恵　**講演**　辻井喬（作家・詩人）

こいし・たまごのほのぼのトーク　喜味こいし・喜味家たまご